

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舩添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：国土交通省 関東地方整備局
代表者：局長 越智 繁雄
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画
種類：道路の新設

第2 意見

【水質汚濁、土壌汚染、廃棄物共通】

工事の施行に伴い発生する浚渫土及び過去に埋立処分された廃棄物により、新たな汚染が発生するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにすること。

【水質汚濁】

- 1 底層の溶存酸素量について、環境基準の設定が検討されていることから、水質の調査事項として、追加を検討すること。また、水質の調査事項について、健康項目を選定していないが、その理由を明らかにすること。
- 2 浚渫工事に伴い底質中の有害物質が拡散するおそれも考えられることから、これを予測・評価しない理由を明らかにすること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。